

平成 26 年度国民健康保険料の改定について

逗子市の国民健康保険事業につきましては、一般会計（市税収入を主な財源とする一般的な収入と支出の会計）とは別枠の特別会計により運営していますが、保険料の据え置きと医療費の増加等により大変厳しい財政運営が続いております。本市では、これまで保険料として収入すべき額の不足分としてここ数年3億円から5億円程度を一般会計から繰り入れていますが、その割合は他の自治体に比べて非常に高く、特別会計の趣旨からみれば望ましくない状況が続いております。本市では、このような状況を改善するため、3年ごと段階的に国民健康保険料の改定を行うこととし、今年度14年ぶりの改定を行ったところ

です。しかしながら、平成24年度後半から医療費が急激に増加し、平成25年度は国民健康保険料として収入すべき額の不足分が総額で約6億7千万円にのぼる見込みであり、被保険者の高齢化などにより平成26年度以降においても医療費は増加傾向にあると予想されます。一方、一般会計の財政状況も非常に厳しい状況が続いており、国民健康保険事業に対するこれ以上の繰り入れが現実的に困難な状況となっております。

（国民健康保険事業の財政運営状況 *資料1を参照）

以上のことから、緊急的な措置として平成26年度の国民健康保険料の見直しは避けられない状況であり次のとおり改定案を作成しました。なお、この改定を行っても増収分は2億円程度と見込まれ、国民健康保険事業の財政運営が極めて厳しい状況にあることは変わりありません。

項 目		現 行	改定後	上昇率・額
医療給付費分	所得割の率	4.65%	5.60%	0.95%
	均等割額	14,000円	16,500円	2,500円
	平等割額	10,000円	11,500円	1,500円
後期高齢者 支援金分	所得割の率	2.24%	2.70%	0.46%
	均等割額	6,100円	7,100円	1,000円
	平等割額	4,100円	4,900円	800円
介護納付金分	所得割の率	1.30%	1.60%	0.30%
	均等割額	4,600円	5,500円	900円
	平等割額	2,800円	2,700円	△100円
合 計	所得割の率	8.19%	9.90%	1.71%
	均等割額	24,700円	29,100円	4,400円
	平等割額	16,900円	19,100円	2,200円

平成26年度改定による所得区分・世帯構成別保険料負担の変化(*資料2)、保険料変更後の試算例(*資料3)を参照

国民健康保険事業の財政運営状況

国民健康保険事業特別会計は、一般被保険者と退職被保険者等で経理上区分されており、更に各々が医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に細分化されます。なお、人件費及び事務経費については全て一般会計からの繰入金で賄うものとされています。

	一般被保険者	退職被保険者等
医療給付費分	① 一般被保険者にかかる医療費は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	④ 保険料等の収入を除いた退職被保険者等にかかる医療費は、健保等の拠出金で賄われ、市の負担はありません。
後期高齢者支援金分	② 後期高齢者支援金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	
介護納付金分	③ 介護納付金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	
人件費 事務経費	⑤ 全て一般会計からの繰入金で賄うものとされています。	

上表①～③の過去3年間の歳入歳出差引額は、下表のとおりです。

単位：百万円

	一般被保険者		③介護 納付金分	合 計	その他 一般会計 繰入金の額
	①医療 給付費分	②後期高齢者 支援金分			
平成 22 年度	△349	△23	△45	△417	349
平成 23 年度	△389	△41	△61	△491	349
平成 24 年度	△441	△85	△81	△607	527
	平成 25 年度				667 (見込)

※ 赤字補てんのため、平成 24 年度は約 5 億 2,700 万円を一般会計から繰り入れており、平成 25 年度は約 6 億 6,700 万円程度の繰り入れが必要と見込まれます。

過去3年間における医療費（一般被保険者療養給付費）の実績並びに平成 25 年度の実績及び見込は下表のとおりです。

単位：百万円

	月平均医療費		決算額	対前年度比 増減
	前半 (6～10月)	後半 (11～4月)		
平成 22 年度	292	279	3,451	—
平成 23 年度	290	287	3,494	+43
平成 24 年度	290	301	3,561	+67
平成 25 年度	318	318 (見込)	3,848 (見込)	+287

平成26年度改定による所得区分・世帯構成別保険料負担の変化

単位：円

所得階層		6割軽減世帯	4割軽減世帯			中間所得層			限度額超過世帯	
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	13,600	20,500 + 所得 × 6.89%			34,200 + 所得 × 6.89%			650,000
		改定後	16,000	24,000	〃	8.30%	40,000	〃	8.30%	650,000
		上昇額	2,400	3,500	〃	1.41%	5,800	〃	1.41%	0
	介護納付金分あり※	現行	16,500	24,900	〃	8.19%	41,600	〃	8.19%	770,000
		改定後	19,200	28,900	〃	9.90%	48,200	〃	9.90%	770,000
		上昇額	2,700	4,000	〃	1.71%	6,600	〃	1.71%	0
二人世帯	介護納付金分なし	現行	21,700	32,500	〃	6.89%	54,300	〃	6.89%	650,000
		改定後	25,400	38,100	〃	8.30%	63,600	〃	8.30%	650,000
		上昇額	3,700	5,600	〃	1.41%	9,300	〃	1.41%	0
	介護納付金分あり	現行	26,500	39,700	〃	8.19%	66,300	〃	8.19%	770,000
		改定後	30,800	46,300	〃	9.90%	77,300	〃	9.90%	770,000
		上昇額	4,300	6,600	〃	1.71%	11,000	〃	1.71%	0
三人世帯	介護納付金分なし	現行	29,700	44,600	〃	6.89%	74,400	〃	6.89%	650,000
		改定後	34,800	52,300	〃	8.30%	87,200	〃	8.30%	650,000
		上昇額	5,100	7,700	〃	1.41%	12,800	〃	1.41%	0
	介護納付金分あり	現行	36,300	54,500	〃	8.19%	91,000	〃	8.19%	770,000
		改定後	42,400	63,800	〃	9.90%	106,400	〃	9.90%	770,000
		上昇額	6,100	9,300	〃	1.71%	15,400	〃	1.71%	0
四人世帯	介護納付金分なし	現行	37,800	56,700	〃	6.89%	94,500	〃	6.89%	650,000
		改定後	44,300	66,400	〃	8.30%	110,800	〃	8.30%	650,000
		上昇額	6,500	9,700	〃	1.41%	16,300	〃	1.41%	0
	介護納付金分あり	現行	46,200	69,400	〃	8.19%	115,700	〃	8.19%	770,000
		改定後	54,100	81,200	〃	9.90%	135,500	〃	9.90%	770,000
		上昇額	7,900	11,800	〃	1.71%	19,800	〃	1.71%	0

6割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円＋（24.5万円×世帯主を除く被保険者数）以下

限度額超過世帯…医療分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護納付金分12万円を超える世帯

（4割軽減世帯の算定方法や限度額については、平成26年度に改正される可能性があります。）

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

保険料変更後の試算例

●夫・妻（40歳以上～65歳未満）、子ども2人（40歳未満）

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000 円

医療・支援金人数 4 人

介護人数 2 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	182,745	56,000	10,000	220,080	66,000	11,500
支援金	88,032	24,400	4,100	106,110	28,400	4,900
介護	51,090	9,200	2,800	62,880	11,000	2,700
合計	428,200			513,400		

保険料上昇額
85,200

●単身世帯（40歳未満） 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	90,210	14,000	10,000	108,640	16,500	11,500
支援金	43,456	6,100	4,100	52,380	7,100	4,900
介護	0	0	0	0	0	0
合計	167,800			200,900		

保険料上昇額
33,100

●夫・妻の二世帯（65歳以上）

収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000 円

医療・支援金人数 2 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	59,055	28,000	10,000	71,120	33,000	11,500
支援金	28,448	12,200	4,100	34,290	14,200	4,900
介護	0	0	0	0	0	0
合計	141,700			168,900		

保険料上昇額
27,200

●単身世帯（65歳以上） 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	40,455	14,000	10,000	48,720	16,500	11,500
支援金	19,488	6,100	4,100	23,490	7,100	4,900
介護	0	0	0	0	0	0
合計	94,000			112,100		

保険料上昇額
18,100